

第1章 企画旅行等補償条項

- 1条 用語の定義
- 2条 保険金を支払う場合
- 3条 保険金を支払わない場合
- 4条 保険金の支払額
- 5条 保険責任の始期および終期
- 6条 旅行取消事由の発生時期と支払責任の関係
- 7条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額
- 8条 被保険者による補償の解約
- 9条 保険料の増額または保険金の削減

スマイル少額短期保険株式会社

第2章 基本条項

- 1条 用語の定義
- 2条 保険料の払込方法
- 3条 通知方法
- 4条 被保険者の住所変更等
- 5条 保険契約の無効
- 6条 保険契約の取消し
- 7条 保険契約の終了
- 8条 保険契約者による保険契約の解約
- 9条 重大事由による解除
- 10条 保険契約解除の効力
- 11条 保険料の返還－無効の場合
- 12条 保険料の返還－取消しの場合
- 13条 保険料の返還－終了の場合
- 14条 保険料の返還－解除の場合
- 15条 保険事故の発生
- 16条 保険金の請求
- 17条 保険金の支払時期
- 18条 時効
- 19条 代位
- 20条 訴訟の提起
- 21条 準拠法

旅行キャンセル費用補償保険

普通保険約款

スマイル少額短期保険株式会社

〒160-0022

東京都新宿区新宿 5-17-18

H&I ビル

TEL 0120-617-438 FAX 03-6861-3730

旅行キャンセル費用補償保険 普通保険約款

第1章 企画旅行等補償条項

この保険の趣旨

この保険は、被保険者または同行予約者の急な病気やけが、被保険者または同行予約者のご家族の入院、交通機関の運休・遅延などでやむを得ず企画旅行等（注1）をキャンセルした場合のキャンセル費用を保険金としてお支払いするものです。

（注1）企画旅行等とは、旅行業者、航空会社等が提供する募集型企画旅行（注2）および受注型企画旅行（注3）等で、旅行行程の最初に搭乗を伴う旅行のことをいい、旅行代金前払いでの予約が必要で、予約をキャンセルした場合に、取消料、違約料等が発生するものをいいます。

（注2）旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の3（標準旅行業約款）に基づく標準旅行業約款、募集型企画旅行契約の部 第2条（用語の定義）第1項に規定するものをいいます。以下同じ。

（注3）旅行業法第12条の3（標準旅行業約款）に基づく標準旅行業約款 受注型企画旅行契約の部 第2条（用語の定義）第1項に規定するものをいいます。以下同じ。

1条 用語の定義（50音順）

この補償条項および第2章基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

あ

医師

医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師、歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師をいいます。日本国外においては、当社が日本国内における医師または歯科医師に相当する資格を有する者と同等と認められた日本国外の医師または歯科医師を含みます。また被保険者等が医師もしくは歯科医師である場合は、その

本人を除きます。

か

危篤

次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 次条①または②の危篤の場合
重症または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
- ② 次条⑩アの危篤の場合
重症または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると獣医師が判断した場合をいいます。

さ

疾病

傷害以外の身体の障害をいいます。

獣医師

獣医師法（昭和24年法律第186号）第6条（獣医師名簿）に定める獣医師名簿に登録され、同法第7条（登録及び免許証）に定める免許を交付されている者をいいます。日本国外においては、当社が日本国内における獣医師に相当する資格を有する者と同等と認められた日本国外の獣医師を含みます。また、被保険者等が獣医師である場合は、その本人を除きます。

宿泊施設

旅館業法（昭和27年法律第239号）第2条に定める旅館業に分類される施設、国家弾圧僻特別区域法（平成25年法律第107号）第13条（旅館業法の特例）に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の認定を受けた事業者の事業の用に供する施設、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条（定義）に定める住宅または日本国外におけるこれらに準ずる施設のうち宿泊の用に供される部分をいいます。

手術

診療を目的とし、獣医師がペットに対して麻酔を用いて行う切開・切除等の行為をいいます。ただし、病気予防等のための避妊・去勢手術は除きます。

傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部からの有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

傷病

急激かつ偶然な外来の事故によってペットがその身体に被ったケガ（注1）またはペットが被った病気（注2）をいいます。

（注1）身体が傷つき、損なうことをいいます。

（注2）臨床獣医学上、ペットの身体の状態が異常であると診断される状態をいい、ケガ以外の場合をいいます。

診療

獣医師または獣医師の指示により動物病院の従業員が行う発症の原因を究明するための診察及びその診察に基づく傷病を治す行為ならびにこれらに付随する一連の医療行為をいいます。

損害

保険事故により被保険者が旅行キャンセル費用を負担することによって被る金銭的損失をいいます。

た

他の保険契約等

この補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

治療

医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

同行予約者

被保険者が被保険者と同一の旅行に参加予約した者で被保険者に同行するものをいいます。

搭乗

企画旅行等への参加を目的として飛行機、列車、車両、船舶等に搭乗、乗車、乗船することをいいます。

動物病院

獣医師法（平成4年法律第46号）第2条（定義）第2項に定める、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う日本国内の診療施設をいいます。

日本国外においては、当社が日本国内における診療施設と同等と認めた日本国外の診療施設を含みます。

な

入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術は、医師による治療に準じて取扱います。

入院（ペット）

獣医師による診療が必要な場合において、自宅等での診療が困難なため、獣医師の指示によりペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において診療に専念させることをいいます。

は

配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。また、旅行取消事由の発生日からその日を含めて30日以内に被保険者等が婚姻の届出をした場合には、その配偶者を保険事故発生時においても配偶者であったものとみなします。

パートナー

配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者（注1）、同性パートナー（注2）を含みます。

（注1）次の条件を満たす者をいいます。

ア、実質的な夫婦関係があり、住民票で同居が確認できること

イ、双方に戸籍上の配偶者が存在しないこと

（注2）次の条件を満たす者をいいます。

ア、婚姻関係に準じた共同生活を営んでいる

同性パートナーであること

イ、双方に戸籍上の配偶者が存在しないこと
ウ、自治体発行のパートナーシップ証明書等が発行されていること、またはそれに準じた状態にあること

被保険者

旅行者、航空会社等に対して旅行代金を支払い、当社と保険契約者との間で締結された包括契約に従い、保険加入手続きを行った者をいいます。

被保険者等

被保険者または同行予約者をいいます。

普通約款

旅行キャンセル費用補償保険普通保険約款をいいます。

包括契約

旅行者、航空会社等が保険契約者となり、提供する企画旅行等へ参加する者を被保険者等として引き受ける方式です。

ペット

被保険者等が個人の家庭において、愛玩動物または伴侶動物（注）として飼育している犬または猫をいいます。

（注）コンパニオンアニマルをいい、盲導犬、聴導犬、介助犬などの身体障害者補助犬を含みます。

補償期間

加入者証等記載の補償期間をいい、1年間を限度とします。

保険金

旅行キャンセル費用補償保険金をいいます。

保険金額

加入者証等記載の保険金額のことをいい、この補償条件に規定する保険事故が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額をいいます。

保険契約者

保険契約を締結した保険証券記載の者をいいます。

保険事故

旅行取消事由により被保険者等が旅行最初の搭乗を中止したことをいいます。

加入者証

契約の保険金額や補償期間等の契約内容を具体的に記載したものをいいます。なお、被保険者との合意の上で、電磁的方法による提供も可能です。

ま
や
ら

旅行関連サービス

加入者証等記載の企画旅行等に関わるサービスをいいます。

旅行キャンセル費用

被保険者等が旅行最初の搭乗を中止したことにより、旅行者または航空会社等との契約上払い戻しを受けられない、またはこれから支払うことを要する企画旅行等の費用をいいます。

旅行関連サービスの開始地

旅行関連サービスの旅行行程が開始する旅行最初の搭乗地をいいます。

旅行関連サービスの目的地

被保険者等が旅行関連サービスの旅行行程中に訪問もしくは経由する国・地域の渡航先または国内の旅行先をいいます。旅行行程中に複数の国・地域の渡航先または国内の旅行先を訪問もしくは経由する場合はその複数の国・地域の渡航先または国内の旅行先をいいます。

旅行行程

旅行最初の搭乗日の午前0時から旅行関連サービスの目的地を経て旅行関連サービスの開始地（注）に戻るまでの旅行行程をいいます。

（注）旅行関連サービスの開始地以外の場所が旅行関連サービスの帰着日または解散場所となる場合はその帰着地または解散場所とします。

旅行最初の搭乗

旅行関連サービスの対象となる企画旅行等の旅行行程開始後の最初の搭乗を言います。

旅行最初の搭乗日

入者証等記載の旅行最初の搭乗日をいいます。

旅行最初の搭乗を中止

旅行最初の搭乗を中止した以後に旅行関連サービスの提供を受けない場合をいいます。

旅行代金

被保険者が旅行業者、航空会社等に支払った次の費用をいいます。ただし、払い戻しを受けられる場合は、これを控除した額とします。

- ① 旅行への参加により提供を受けることができる交通機関の運賃その交通機関利用に伴う付帯費用、観光料金、宿泊料金、食事料金等の旅行関連サービスに関わる費用
- ② 企画料金
- ③ 旅行会社への手数料

旅行取消事由

次条①から⑩の保険金の支払対象となる事由をいいます。

2条 保険金を支払う場合

当社は、補償期間中に生じた次の①から⑩までのいずれかに該当する事由により、被保険者等が、旅行関連サービスについて旅行最初の搭乗を中止した場合に、被保険者等が被った損害に対し、この補償条項および第2章基本条項の規定に従い、被保険者等に対し保険金を支払います。

- ① 被保険者等または被保険者等のパートナーもしくは2親等（注1）以内の親族が死亡（注2）した場合または危篤になった場合
- ② 被保険者等の3親等（注1）の親族が旅行最初の搭乗日から遡って7日以内（搭乗日当日を含む）に、死亡した場合または危篤になった場合
- ③ 被保険者等が次のいずれかに該当する場合
ア、傷害または疾病を直接の原因として治療を受け、医師の指示により、企画旅行等への参加を中止した場合
イ、指定感染症等（注3）にかかったことにより医師の判断で宿泊療養または自宅療養

を余儀なくされた場合

ウ、国、地方公共団体または医師により指定感染症等（注3）にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

- ④ 被保険者等のパートナーまたは1親等（注1）の親族が疾病または傷害により旅行最初の搭乗日当日に入院中であつた場合において、被保険者等による看護・介護が必要となった場合
- ⑤ 被保険者等のパートナーまたは同居の1親等（注1）の親族が最初の搭乗日当日に発病し、もしくは発病していた疾病、または、旅行最初の搭乗日当日に被った、もしくは被っていた傷害により、当該パートナーまたは親族が旅行最初の搭乗日の前後1日以内に通院した場合において、被保険者等による看護・介護が必要となったとき。
- ⑥ 被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財が、次に掲げる事由のいずれかによって損害（注4）を受け、その損害の額（注5）が100万円以上となった場合
ア、火災、落雷、破裂または爆発（注6）
イ、台風、旋風、竜巻、暴風等の風災、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落雪等の水災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災
ウ、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑦ 被保険者等が次のいずれかに該当する場合
ア、裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または評価人として裁判所へ出頭する場合
イ、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員または補充裁判員に選任（注7）され、裁判所へ出廷する場合

- ⑧ 被保険者等が旅行最初の搭乗を開始する空港、駅等へ向かう途中（注8）で、下記に該当する事由が発生した場合
- ・被保険者等が利用する交通機関（注9）のうち、運航時刻が定められているものに運休、欠航または1時間を超える遅延の発生
- ⑨ 旅行最初の搭乗前に、旅行関連サービスの目的地で発生した、もしくはその目的地を襲った以下のいずれかに該当する天候不良または自然災害。ただし、その地域に対して避難の指示等（注10）が出された場合に限りです。
- ア. 台風、旋風、竜巻、暴風等
 - イ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等
 - ウ. 雹または豪雪、雪崩等
- ⑩ ペットが次のいずれかの事由に該当した場合
- ア. 傷病により死亡した場合または危篤になった場合
 - イ. 傷病により獣医師の診療を受け動物病院で手術を受けた場合またはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合
- （注1）旅行取消事由が生じた時点における続柄をいいます。
- （注2）これらの者の搭乗（注11）している航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日から旅行最初の搭乗日当日までにこれらの者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、これらの者が死亡したものと推定します。
- （注3）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感

染症をいいます。

- （注4）前条の「損害」の定義にかかわらず、滅失、汚損、破損等をいい、消防または避難に必要な処置によって被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財について生じた損害を含みます。
- （注5）前条の「損害」の定義にかかわらず、損害が生じた地および時における被保険者等の居住する建物またはこれに収容される家財の価額によって定め、その建物または家財の損傷を修繕し得る場合においては、これを損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害の額とします。
- （注6）気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- （注7）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第26条（呼び出すべき裁判員候補者の選定）に定める裁判員候補者に選定され裁判所から呼出状を受けた場合を含みます。
- （注8）他の被保険者等を迎えに行く目的で空港、駅等以外の場所に立ち寄る場合を含みます。
- （注9）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- （注10）災害対策基本法第60条または第61条に基づき公的機関から発令された避難の指示等をいいます。日本国外においては、政府、地方自治体等の公的機関が発令するこれらに準じる避難勧告、避難指示、その他避難命令、非常事態宣言等をいいます。
- （注11）企画旅行等にかかわる搭乗以外の搭乗をいいます。

3条 保険金を支払わない場合

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

ん。

- ① 被保険者等の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者等の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(2) 当社は、いかなる場合においても、旅行関連サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた損害に対して保険金を支払いません。

4条 保険金の支払額

当社が2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払う額は、企画旅行等にかかる旅行キャンセル費用とします。ただし、補償期間中を通じて保険金額をもって限度とします。

(注) 被保険者等に提供される企画旅行種別に応じ、募集型企画旅行契約の部または受注型企画旅行契約の部のいずれかの別表第一（取消料）を指すものとします。

5条 保険責任の始期および終期

(1) この補償条項における当社の保険責任は、保険契約者が被保険者から保険料および加入依頼書を受領した日の翌日の午前0時に始まり、旅行最初の搭乗前に終わります。ただし、保険契約者が保険料を負担する場合の当社の保険責任は、保険契約者が加入依頼書を受領した日の翌日の午前0時に始まり、旅行最初の搭乗前に終わるものとします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険事故の対象

となる2条（保険金を支払う場合）①から⑩に規定する事由が被保険者から保険料を領収する前に生じた場合には、保険金を支払いません。

6条 旅行取消事由の発生時期と支払責任の関係

- (1) 当社は、旅行関連サービスの契約締結後、被保険者等が旅行最初の搭乗前に旅行取消事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。
- (2) (1)の旅行関連サービスの契約が締結された日および旅行最初の搭乗日が明確でない場合には、当社は、保険金を支払いません。

7条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

他の保険契約等がある場合において、支払責任額（注）の合計額が、2条（保険金を支払う場合）の損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
2条の損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

8条 被保険者による補償の解約

- (1) 被保険者は、当社に対する書面による通知をもって、この補償を解約することができます。
- (2) 前項の規定による補償の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) 被保険者がこの補償を解約した場合には、(別表2)に基づき保険料を返還します。

9条 保険料の増額または保険金の削減

- (1) 当社は、巨大災害等の発生により、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- (2) 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、補償期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から補償期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 前2項の適用を行う場合は、被保険者に書面にて速やかに通知します。なお、通知を行う前の事故については、保険料の増額および保険金の削減払いの適用はありません。

第2章 基本条項

1条 用語の定義

この基本条項においては、第1章企画旅行等補償条項1条（用語の定義）で規定される用語の定義が適用されるものとします。

2条 保険料の払込

被保険者は、保険契約者が保険料を負担する場合は除き、加入依頼と同時に保険契約者に対し、保険料の全額を払い込まなければなりません。

なお、被保険者から保険契約者への保険料の払込経路は保険契約者と被保険者の間で取り決めるものとし、領収日は次のとおりとします。

- ① クレジットカード払いの場合。保険料の領収日は、カード会社の決済承認日。
- ② コンビニエンスストア払いの場合。保険料の領収日は、決済代行会社が取引を有効と確定した日。

- ③ 銀行振り込みの場合。保険料の領収日は、当該口座への着金日。
- ④ その他の方法による場合。保険契約者が領収した日。

3条 通知方法

- (1) 被保険者は、電話、必要に応じ書面により、次の通知、申出を行うことができるものとします。
 - ① 次条に定める通知
 - ② 補償内容の変更、訂正の申出
 - ③ 15条（保険事故の発生）に規定する当社への保険事故の発生の通知
- (2) 保険契約者は、電話、必要に応じ書面により、次の通知および申出を行うことができるものとします。
 - ① 次条に定める通知
 - ② 補償内容の変更、訂正の申出
 - ③ 15条（保険事故の発生）に規定する当社への保険事故の発生の通知

4条 被保険者または保険契約者の住所変更等

- (1) 被保険者が加入者証等記載の住所または通知先（注）を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

（注）保険加入の際、当社が被保険者に求めた電話番号等をいいます。
- (2) 保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

（注）保険契約締結の際、当社が保険契約者に求めた電話番号等をいいます。

5条 保険契約の無効

保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得

する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結または加入した保険契約は無効とします。

6条 保険契約の取消し

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

7条 補償の終了

保険金の支払額が、補償期間中に損害額の全額に達した場合、被保険者の当該補償は終了します。

8条 保険契約者による保険契約の解約

- (1) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。
- (2) 前項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

9条 重大事由による解除

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア、反社会的勢力（注）に該当すると認め

られること。

- イ、反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力（注）を不当に利用しているとして認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

10条 保険契約の解約または解除の効力

保険契約の解約または解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

11条 保険料の返還—無効の場合

5条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

12条 保険料の返還—取消しの場合

6条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

13条 保険料の返還—終了の場合

7条（補償の終了）の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は、保険料を返還しません。

14条 保険料の返還—解約または解除の場合

(1) 8条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、（別表2）に基づき保険料を返還します。

(2) 9条（重大事由による解除）(1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合には、当社は、保険料の全額を返還します。

15条 保険事故の発生

(1) 被保険者は、保険事故が発生した場合には、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故の発生したことおよびその状況を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1)のほか、保険事故が発生した場合は、被保険者は、遅滞なく、その事実を運送機関・宿泊施設等または旅行業者に通知し、それらの者との契約を解除する等旅行キャンセル費用の発生および拡大の防止に努めなければなり

ません。

(3) (1)および(2)の場合において、被保険者は、他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(4) 被保険者は、(1)から(3)までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(5) 被保険者が、正当な理由がなく(1)から(4)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

16条 保険金の請求

(1) 当社に対する被保険者の保険金請求権は、旅行取消事由による損害が発生した時から、これを行使できるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、当社が求める別表1に掲げる保険金請求書類を提出しなければなりません。

(3) 当社は、旅行取消事由によって保険金が支払われる場合において、医師または獣医師が発行する診断書または証明書（共に原本）の取得に必要なとした費用については、被保険者の負担とします。

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその

旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にするパートナー
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外のパートナーまたは②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、被保険者に対して、(2)以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。

この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(2)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

17条 保険金の支払時期

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うため

に必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生時の状況、損害発生の有無
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注2) 建物またはこれに収容される家財の価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関に

より捜査・調査結果の照会（注3）180日

- ②（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関等による診断結果、鑑定等の結果、および公共交通機関、その他の専門機関による調査結果の照会 90日
- ③災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条（2）および（4）の規定による手続きを完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和22年法律第205号）に基づく紹介その他法令に基づく照会を含みます。

- （3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- （4）保険金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

18条 時効

保険金請求権は、16条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

19条 代位

- （1）損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合におい

て、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- （2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - （3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

20条 訴訟の提起

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

21条 準拠法

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

旅行キャンセル費用補償保険 別表1 (保険金の請求書類)

第1章 企画旅行等補償条項	2条 (保険金を支払う場合) 各事由ごとの証明書類							
	① ② 死亡	③ 医師指示	④ ⑤ 介護	⑥ 家屋損壊	⑦ 裁判員	⑧ 交通遅延等	⑨ 天候不良	⑩ ペット
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2. 旅行キャンセル費用の支出を証明する領収書または精算書	○	○	○	○	○	○	○	○
3. 旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○
4. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 企画旅行等参加予定者またはその親族である場合は企画旅行等参加予定者であることを証明する書類	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 医療機関が発行する医師の診断書 (医師の指示があった日が確認できる書類)		○						
7. 医師または介護施設等の発行する証明書			○					
8. 企画旅行等参加予定者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類	○		○					
9. 死亡を確認できる書類 (死亡診断書等の死亡日の確認できる書類、死体検案書、会葬案内その他公的機関の証明書等のいずれか)、危篤については、医師が危篤と判断した日の記載のある医師の診断書	○							
10. 罹災証明書 (やむを得ない場合には第三者の現認証明書)				○				
11. 建物または家財の損害の程度を証明する書類 (建物の場合は修理費用見積り)				○				
12. 裁判所へ出頭したことを証明する書類 (出頭証明書その他裁判所発行の証明書)					○			

第1章 企画旅行等補償条項	2条（保険金を支払う場合）各事由ごとの証明書類							
	① ② 死亡	③ 医師指示	④ ⑤ 介護	⑥ 家屋損壊	⑦ 裁判員	⑧ 交通遅延等	⑨ 天候不良	⑩ ペット
13. 交通機関発行の遅延証明書						○		
14. 航空会社発行の遅延・欠航証明書						○		
15. 災害対策基本法第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類							○	
16. ペットの飼育を証明する書類。やむを得ない場合には第三者の現認証明書								○
17. ペットの死亡日、入院開始日または手術を受けた日、傷病名を証明する獣医師の診断書または動物病院の証明書。危篤については、獣医師が危篤と判断した日の記載のある獣医師の診断書								○
18. その他当社が普通約款第2章基本条項17条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が保険契約情報画面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○	○	○

旅行キャンセル費用補償保険 別表2（返還保険料）

旅行最初の搭乗日までの日数	返還保険料
14日を超える場合	保険料全額
14日以下の場合	なし

【包括契約に関する特約・目次】

- 1条 用語の定義
- 2条 暫定保険料
- 3条 帳簿の備付け
- 4条 保険期間
- 5条 通知
- 6条 確定保険料
- 7条 準用規定

包括契約に関する特約

1条 用語の定義

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

確定保険料

5条（通知）（1）の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。

暫定保険料

保険証券記載の暫定保険料をいいます。

払込期日

保険証券記載の払込期日をいいます。

普通約款

この特約が付帯された旅行キャンセル費用補償保険をいいます。

2条 暫定保険料

- （1）保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社の指定する方法で当社に支払わなければなりません。なお、暫定保険料の見直しの結果、暫定保険料の追加徴収または返戻を行う場合があります。
- （2）普通保険約款第5条（保険責任の始期及び終期）（2）の保険料領収前における支払い責任の規定は、暫定保険料に適用するものとします。

3条 帳簿の備付け

- （1）保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
- （2）当社は、（1）の帳簿に記載のない者に対しては、保険金を支払いません。

4条 保険期間

この保険契約の保険期間は、この保険契約締結の際に保険契約者と協議して定めた契約日から起算して2年とします。

5条 通知

- （1）保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、書面により、当社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、当社は、その通知にかかわる被保険者の被った損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その通知の遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によらなかった場合は、保険金を支払います。
- （3）（1）の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

6条 確定保険料

- （1）保険契約者は、確定保険料を払込期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその支払いが行われ

ない場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 2条（暫定保険料）の暫定保険料は確定保険料の金額と比較し、当社が不十分であると認められた場合等においては、適宜見直しを行うものとします。

(4) 保険契約者は、最終の払込期日において、支払うべき確定保険料と暫定保険料との差額を精算することとします。

7条 準用規定

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。